

(注1) 新規追加の者について、資格を取得していることを証明できる書類及び代表者以外の者について、申請者が常時雇用していることを証明できる書類を添付すること。

(注2) 別表2の1から3に該当(下記61,62,63)する新規追加の者については、「森林整備業務の実務経験年数」を積んでいることを証明できる書類として、代表者又は事業所内において証明する権限を有する者が発行する「実務経験証明書」を添付すること。

(Q&A別紙2)

【記入要領】

- 整理番号は、業務管理者は1番から、専門技術者は21番から付すものとする。
- 処理区分 該当する番号を記入する。 1:新規追加 空欄:前回登録から引き続き登録する業務管理者、専門技術者
- 技術者区分 該当する番号を記入する。
 - 1 技術士(森林部門に限る。) : 技術士法に定める技術士試験に合格し、登録した者をいう。
 - 2 林業技士(指定部門に限る。) : 林業技士登録証の交付を受けた者をいう。
 - 3 長野県林業士 : 知事から長野県林業士であることを認定された者をいう。
 - 4 長野県林業技能作業士(グリーンマイスター) : 知事から長野県林業技能作業士であることを認定された者をいう。
 - 5 林業普及指導員(林業専門技術員含む)試験合格者 : 森林法に定める資格試験に合格した者をいう。
 - 61 林業改良指導員資格試験に合格した者
 - 62 61の受験資格を有する者又はこれに準ずる者
 - 63 長野県林業大学校を卒業した者
 - 64 長野県が実施する森林整備技術者資格試験に合格した者(森林整備業務専門技術者資格試験実施要領第8の規定を準用して、実務経験によって森林整備業務専門技術者資格認定証書を発行された者を含む)
 - 7 フォレストワーカー(林業作業士) : 研修修了者名簿に登録され、資格が有効である者をいう。
 - 8 フォレストリーダー(現場管理責任者) : 研修修了者名簿に登録され、資格が有効である者をいう。
 - 9 フォレストマネージャー(統括現場管理責任者) : 研修修了者名簿に登録され、資格が有効である者をいう。
- 登録(認定)番号は、該当する資格について付与された登録(認定・整理)番号を記入する。技術者区分が62又は63の者は空欄となる。
- 取得年度は、該当する資格を取得した年度を記入する。技術者区分が62又は63で前回登録から引き続き登録する者は、現在所属する事業体において初めて専門技術者として登録された年度を記入する。技術者区分が62又は63で新規追加の者については、登録前なので空欄とする。
- 兼務区分 該当する番号を記入する。
 - (業務管理者) 2 専門技術者と兼務する者 3 技術作業員と兼務する者
 - 4 専門技術者及び技術作業員と兼務する者
 - (専門技術者) 3 技術作業員と兼務する者
- 経験年数は、資格取得後の森林整備業務の実務経験年数を記入すること。
- 新規雇用者は備考欄に「新規雇用」と記入すること。

